

指名業者各位

三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会  
会長 前葉 泰幸  
(公印省略)

## 見積合わせについて

下記業務委託について、別紙仕様書により見積合わせを行いますので、ご参加ください。

### 記

- 1 件名 三重とこわか国体デモンストレーションスポーツウォークラリーにおける看板の作成等業務委託
- 2 業務内容等 別紙仕様書のとおり
- 3 見積書提出期限 令和3年4月16日(金) 正午
- 4 見積書提出場所 三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会事務局 競技運営課  
(津市国体・障害者スポーツ大会推進局内)  
津市北河路町19番地1 メッセウイング・みえ2階
- 5 契約書 要(別添のとおり)
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10以上。  
ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。
- 7 履行期間 契約締結日から令和3年5月14日まで
- 8 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 9 見積りの辞退 指名を受けた者は、見積書提出期限に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができます。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 10 見積方法及び決定方法
  - (1) 指定の見積書により、別紙仕様書に基づき見積金額等を記載の上、封書し、提出してください。
  - (2) 決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる)をもって決定金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
なお、予定価格の範囲内において、最低価格で見積もった者を決定とします。
  - (3) 最低価格見積者が2者以上の場合は、くじ引きにより決定します。
- 11 仕様書等に係る質問について  
仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等がある場合はそれらを含む。以下同じ。)に関する質問については、公平性、透明性をより高めるため、参加資格を有する者(発注案件ごと)からに限り、下記のとおり文書(質問書)のみで受け付けることとし、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された仕様書等に関する質問については、原則受け付けませんのでご注意ください。また、見積書を提出した者は、見積合わせ後において、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず下記のとおり期限までに質問書を提出してください。
  - (1) 仕様書等に関する質問の締切  
令和3年4月12日(月) 正午
  - (2) 質問書の提出先及び提出方法  
下記担当とし、FAX又は持参に限るものとします。  
なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

(3) 質問書の書式

別添「仕様書等に関する質問書」のとおり、指定様式とします。所在地、商号又は名称、代表者職氏名、担当者氏名、電話番号を記入、押印(入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印)の上、件名、仕様書等の箇所、質問内容を記載し提出してください。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、質問者の名前は非公表とした上で全者(辞退の意思表示をした者を除く。)に令和3年4月14日(水)午後5時までに通知します。また、回答に対する再質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。なお、一度提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできませんので、見積合わせに参加される場合は必ず回答を確認の上、応札してください。

12 その他

- (1) 見積合わせについての不明な点等が生じた場合は、必ず令和3年4月15日(木)午後5時までに担当へお問い合わせください。
- (2) 契約事項については、津市契約規則(平成18年津市規則第40号)やその他契約に関する津市の規程を例とします。

三重とこわか国体・三重とこわか大会  
津市実行委員会事務局 競技運営課  
担当者 土田、田中  
電 話 059-229-3610  
F A X 059-229-3260

# 見積合わせ参加者心得

三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会

三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会の見積合わせに参加する見積参加者は、地方自治法及び同法施行令、津市契約規則、その他関係法令を遵守し、契約書、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。)、契約締結に必要な条件及び下記事項を承諾の上、見積合わせに参加すること。

## 記

### 1 公正な競争の確保

- (1) 見積合わせ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合わせ参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積合わせ参加者と見積価格又は見積参加意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を決定しなければならない。
- (3) 見積合わせ参加者は、開札の前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

### 2 見積合わせ参加者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 個別の案件ごとの指名から見積書提出期限時までの期間において、津市から指名停止等を受けていないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

### 3 見積書の記載等

(1) 見積書は、封筒に入れ、日付・見積者の所在地・商号(名称)・代表者氏名・押印(入札参加資格審査申請使用印鑑届出印)、見積金額等を鮮明に表示すること。

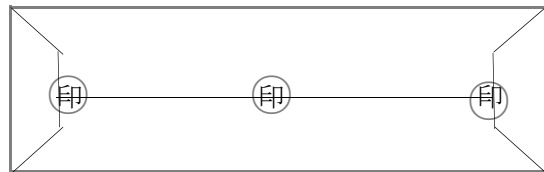
- (2) 見積金額はアラビア数字(1、2、3・・・)を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 見積金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 見積書を封入する封筒表面には、下記のとおり件名等を明確に記載し、裏面には届出印又は見積書提出者の印で原則3か所(※)に封印すること。(下記封印例参照)

(表面)

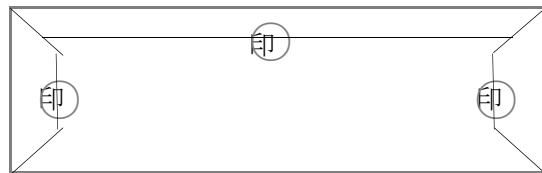
(裏面) 貼合わせ部分(原則3か所)に封印をすること

【センター貼り(縦貼り)封筒の封印例】

見積書在中  
(あて先) 三重とこわか国体・三重とこわか大会  
津市実行委員会 会長 前葉泰幸  
件 名 ○○○○  
商号(名称) ○○○○



【L貼り(スミ貼り)封筒の封印例】



※ 封印については、事前に開封がなされていないことの証とすることを目的としていますので、封筒の貼合わせ部分に印影がわたるようには押し印するものとし、当該目的を達成できていれば、封筒の構造上3か所以下の押し印で済む場合は3か所以下でも有効な見積とし、3か所以上に押し印があっても目的を達成できていない場合は、無効見積となりますのでご注意ください。

#### 4 無効見積

次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積参加資格のないものを行った見積
- (2) 見積書に記載した金額その他が不明確な見積
- (3) 見積金額を訂正した見積
- (4) 見積書に記名押印しないで行った見積
- (5) 封筒に記載された件名と同封された見積書の件名が異なるとき。
- (6) 同一事項に対して2通以上行った見積
- (7) 意思表示が民法上無効とされる見積
- (8) 再度見積合わせにおいて、当該再度見積合わせ前の見積における最低見積金額以上の見積金額が記載された見積(この号において、売り払い等の見積合わせの場合は、最低見積金額以上を最高見積金額以下に読み替えるものとする。)
- (9) 見積に際して連合等の不正行為があったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、見積書の記載等、特に指定した事項に違反して行った見積

#### 5 開札及び落札決定等

開札は、見積書提出期限終了後又は指名全業者の見積書提出完了後(辞退の意思表示を含む。)速やかに行い、落札者に通知します。

#### 6 再度見積合わせ等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合で、再度見積合わせを行う場合は、見積参加者に通知を行います。
- (2) 初度の見積合わせに参加をしていない者は、再度見積合わせに参加できない。
- (3) 初度の見積合わせ又は再度見積合わせ前の見積において無効見積をした者及び辞退を申し出た者は、再度見積合わせに参加できない。

#### 7 錯誤の主張

見積書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤(総価で決定するときは、その総価、単価で決定するときはその単価の桁違い等)であると判明した場合は、落札決定の通知までにその主張をすること。

#### 8 見積書の書き換え等の禁止

一度提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

#### 9 見積合わせの中止等

- (1) 見積合わせへの参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な見積合わせの執行を確保することができないと認めるときは、見積合わせを延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により見積合わせ(開札)を行うことができないと認めるときは、見積合わせ(開札)を中止することがある。
- (3) 見積合わせの中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他見積合わせに係る一切の費用は補償しない。

#### 10 見積合わせの辞退

指名を受けた者は、見積書の提出に至るまでは、いつでも見積合わせを辞退することができる。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### 11 見積書提出期限の厳守

指定した見積書提出期限までに見積書提出場所に見積書が提出されない場合、見積合わせに参加することができない。

#### 12 落札決定後の契約辞退

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、津市建設工事等指名停止基準の例により指名停止措置等が行われる場合があります。

#### 13 異議申立て等

見積をした者は、見積合わせ後において、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。)についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 14 その他

この見積り合わせに係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領(平成18年1月1日施行)の例により、落札を保留又は取り消す場合があります。

# 仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先) 三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会  
会長 前葉 泰幸

所在地  
商号(名称)  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号  
※ 自署でない場合は、記名と押印が必要です。

件名 三重とこわか国体デモンストラーションスポーツウォークラリーにおける看板の作成等業務委託

上記案件に係る仕様の内容等に関して、次のとおり質問いたします。

仕様書等の箇所	質問内容

(注意) 仕様について質問がある場合は、「指名通知書」に記載された質問書の提出期限までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会(津市北河路町19番地1)へFAXにて提出し、必ず着信の確認をすること(FAX:059-229-3260)。

なお、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けません。

質問に対する回答は、全者(辞退の意思表示をした者を除く。)に通知しますので、見積合わせに参加される場合は必ず回答を確認の上、応札してください。(※仕様に関する質問でなく、意見の表明と解されるものについては回答しません。)なお、見積書を提出した者は、見積合わせ後において、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等がある場合はそれらを含む。)についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

# 見 積 書

令和 年 月 日

(あて先) 三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会  
会 長 前 葉 泰 幸

見 積 人 所 在 地  
商 号(名 称)  
代 表 者 氏 名

印

見 積 金 額	百 万	十 万	万	千	百	十	一	円

ただし、

件 名 三重とこわか国体デモンストレーションスポーツウォークラリーにおける看板の作成等  
業務委託

上記金額に1.1を乗じた金額で、津市関係条例及び規則の例によって契約したいから見積もります。

## 業 務 委 託 契 約 書 (案)

発注者 三重とこわか国体・三重とこわか大会津市実行委員会（以下「発注者」という。）と受注者（以下「受注者」という。）とは、三重とこわか国体デモンストラーションスポーツウォークラリーにおける看板の作成等業務委託（以下「委託業務」という。）について、次の条項により業務委託契約を締結し、日本国の法令を遵守し信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （委託業務）

第1条 発注者は、委託業務の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

### （履行期間）

第2条 委託業務の履行期間（以下「履行期間」という。）は、契約締結日から令和3年5月14日までとする。

### （委託料）

第3条 発注者は、委託業務に係る委託料として金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額金〇, 〇〇〇円）を受注者に支払うものとする。

### （契約保証金）

第4条 受注者は、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

### （委託業務の実施方法）

第5条 受注者は、この契約に基づき、別紙仕様書及び発注者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。

### （秘密の保持）

第6条 受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第8条 受注者は、委託業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （監督）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、指示その他の方法により委託業務の履行状況を監督することができる。

### （業務担当責任者等）

第10条 受注者は、業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、書面により発注者に届け出なければならない。業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

2 発注者は、業務担当責任者、業務従事者等のうち、委託業務の施行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対しその交替を求めることができる。

### （調査等）

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

### （実績報告）

第12条 受注者は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、遅滞なく委託業務実績報告書又はこれに代わるものを発注者に提出しなければならない。

### （検査等）

第13条 発注者は、前条の規定により、委託業務実績報告書等の提出を受けたときは、提出のあった日から起算して10日以内に、委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を受注者に通知するものとする。

- 2 検査の実施は、履行場所又は発注者の指定する場所で行うものとする。
- 3 第1項の検査に合格したときをもって、委託業務の全部又は一部を完成したものとする。

#### (履行遅滞の場合における損害金)

第14条 発注者は、履行期間内に委託業務を完了しない場合で、相当の期間内に完了する見込みのあるときは、当該期限の日の翌日から起算して完了した日までの日数に応じ、契約金額の未履行部分相当額に対し、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第34条第1項に規定された率により計算した損害金を受注者に請求することができる。ただし、受注者が当該履行遅滞の原因が受注者の責めに帰する事由によらないことを明らかにした場合は、この限りではない。

#### (委託料の支払い)

第15条 受注者は、第13条第1項の規定による通知があったときは、発注者に対して当該通知に係る委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による適法な支払いの請求があったときは、その日から30日以内に同項の委託料を受注者に支払うものとする。
- 3 受注者は、発注者が所定期間内に当該通知に係る委託料を支払うことができないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、未払代金に対し規則第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

#### (委託業務の内容の変更等)

第16条 発注者は、この契約の締結後の事情により必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、発注者、受注者協議の上、委託料の額を変更することができる。

#### (発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約、別紙仕様書又は発注者の指示に違反したとき。
- (2) 履行期限までに委託業務を完了しないとき又は履行期限までに委託業務が完了する見込みがないことが明らかになったとき。
- (3) 第12条の規定により提出した委託業務実績報告書等に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 委託業務の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 第18条第1項の規定によらず、この契約の解除を申し出たとき。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項に該当したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、受注者が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。

2 前項の規定より契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金は、発注者に帰属する。

3 契約保証金の納付を免除された者は、第1項の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として納付しなければならない。

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 受注者の役員等（受注者が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。



- (3) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
  - (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
  - (7) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
  - (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
  - (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - (10) 受注者が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

#### **（受注者の解除権）**

第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催促をした後、この契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により、この委託業務の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第16条の規定による中止期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を履行することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、受注者は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### **（契約解除の場合における履行部分の清算）**

第19条 前3条の規定により、この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分を検査の上、相応する金額を支払うものとする。

#### **（損害賠償）**

第20条 受注者は、委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

#### **（特定の違法行為に対する措置）**

第21条 受注者は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者に支払うものとする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が発注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令

」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者がこの契約に関し前項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 第1項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用する。

5 第1項の規定は、発注者の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

#### (相殺)

第22条 発注者は、この契約に関し受注者に対して金銭債権を有する場合は、その弁済期が到来すると否とを問わず、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権その他一切の債権と相殺することができるものとし、不足があるときはこれを追徴する。

#### (費用負担)

第23条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

#### (裁判管轄)

第24条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

#### (疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 津市北河路町19番地1  
三重とこわか国体・三重とこわか大会  
津市実行委員会  
会長 前 葉 泰 幸

受注者